

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜第6号＞

平成20年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成20年7月16日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第6号>

開会の日時

年月日 平成20年7月16日 水曜日
開 会 午前9時06分
散 会 午前9時30分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第3号議案 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- 2 乙第4号議案 沖縄県生活環境保全条例
- 3 閉会中継続審査・調査について
- 4 参考人招致について（追加議題）

出席委員

委員長	赤 嶺	昇 君
副委員長	西 銘	純 恵 君
委員	桑 江	朝千夫 君
委員	佐喜真	淳 君
委員	仲 田	弘 毅 君
委員	翁 長	政 俊 君
委員	仲 村	未 央 君
委員	渡嘉敷	喜代子 君
委員	上 原	章 君

委員 比嘉京子君
委員 奥平一夫君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

なし

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第3号議案、乙第4号議案の2件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長が議案の採決前に行う継続審査に係る動議の提出方法等について説明を行った。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 今、議題に上がっている乙第3号議案及び乙第4号議案については、さらに慎重審議をする必要がありますので継続審査を申し立てたいと思います。

お取り計らいをお願いします。

○赤嶺昇委員長 ただいま乙第3号議案及び乙第4号議案に対し、翁長委員から継続審査の動議の提出があります。

本動議は先決性があります。

よって、この際、乙第3号議案及び乙第4号議案の2件に対する継続審査の動議を議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、乙第3号議案及び乙第4号議案2件を継続審査とすることについて協議した結果、継続審査することで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

乙第3号議案及び乙第4号議案の2件につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査事件すべきものとして決定した乙第3号議案及び乙第4号議案の2件、7月14日に閉会中継続審査・調査事件すべきものとして決定した陳情21件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

7月16日及びただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○比嘉京子委員 先に閉会中継続審査とすることに決定した陳情第50号沖縄県立図書館八重山分館の存続に関する陳情、第77号県立社会福祉施設の民営化に伴い生じる退職金の支払いに関する陳情及び第81号学童保育の拡充に関する陳情について、陳情者等を参考人として招致し、説明を聴取することについて提案したいと思います。

○赤嶺昇委員長 ただいま比嘉委員から提案があります参考人招致を議題に追加することについては休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議した結果、議題を追加することで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人の招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

参考人の招致についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人の招致について協議した結果、陳情第50号、第77号及び第81号の陳情者等を参考人として招致し、説明を求めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第50号、第77号及び第81号について、陳情者等を参考人として招致し、説明を聴取することについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました参考人招致の日時等の詳細な事項につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

委員会の審査はこれですべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇